

1 第43期鳥取県労働委員会委員名簿

(任期：H23.5.11～H25.5.10)

(平成24年1月1日現在)

区分	氏名	現職等	住所
公益委員	(会長) 太田正志	弁護士	米子市
	(会長代理) 河本充弘	弁護士	鳥取市
	石黒豊	(元)鳥取県議会議員	境港市
	吉谷康子	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士	鳥取市
	濱田由紀子	弁護士	倉吉市
労働者委員	池内保子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	鳥取市
	安養寺淑枝	(元)トミタ電機労働組合執行役員	鳥取市
	小椋昌美	日圧スーパーテクノロジーズ労働組合執行委員長	東伯郡
	五十嵐美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	鳥取市
	本川博孝	全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長	倉吉市
使用者委員	奥村政子	協同組合やよいデパート理事管理部部長	米子市
	和田好生	(元)鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	鳥取市
	稲井幾子	株式会社いない取締役副社長	倉吉市
	江尻敏美	共和水産株式会社執行役員海務部長	境港市
	宮城定幸	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	鳥取市

委員の異動

区分	氏名	任命年月日	退任年月日
労働者	竹内篤子	平成13年 3月27日	平成23年 5月10日
労働者	田村直人	平成21年 5月11日	平成23年 5月10日
労働者	竹内克徳	平成15年 12月25日	平成23年 5月10日
使用者	山本智通	平成17年 3月28日	平成23年 5月10日
使用者	川口眞佐子	平成13年 3月27日	平成23年 5月10日
労働者	安養寺淑枝	平成23年 5月11日	
労働者	五十嵐美知義	平成23年 5月11日	
労働者	小椋昌美	平成23年 5月11日	
使用者	江尻敏美	平成23年 5月11日	
使用者	和田好生	平成23年 5月11日	

2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿 (任期：H23.5.11～H25.5.10)

(平成24年1月1日現在)

氏名	現職等	住所	備考
相澤直子	鳥取大学地域学部講師	鳥取市	
石黒豊	(元)鳥取県議会議員 鳥取県労働委員会公益委員	境港市	
太田正志	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長)	米子市	
河本充弘	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員(会長代理)	鳥取市	
長井いずみ	税理士	鳥取市	
濱田由紀子	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員	倉吉市	
松田道昭	(元)鳥取県議会議員	東伯郡	

氏 名	現 職 等	住 所	備 考
吉 谷 康 子	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取家庭裁判所家事調停委員 税理士 鳥取県労働委員会公益委員	鳥 取 市	
安養寺 淑 枝	(元)トミタ電機労働組合執行役員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	
五十嵐 美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	
池 内 保 子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員 会事務局長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	
小 椋 昌 美	日圧スーパーテクノロジーズ労働組合執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	東 伯 郡	
田 中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	東 伯 郡	
松 崎 浩 哉	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会 執行委員長	米 子 市	
本 川 博 孝	全日本自治団体労働組合鳥取県本部執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	倉 吉 市	
若 槻 千 鶴	日本私鉄労働組合連合会日ノ丸自動車支部米子分 会 副執行委員長	米 子 市	
稲 井 幾 子	株式会社いない取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	倉 吉 市	
江 尻 敏 美	共和水産株式会社執行役員海務部長 鳥取県労働委員会使用者委員	境 港 市	
奥 村 政 子	協同組合やよいデパート理事管理部部長 鳥取県労働委員会使用者委員	米 子 市	
木 下 辰 太 郎	親和商事株式会社代表取締役社長	米 子 市	
千 原 達 郎	米子商工会議所専務理事	米 子 市	
能 登 克 浩	倉吉商工会議所専務理事	倉 吉 市	
宮 城 定 幸	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥 取 市	
和 田 好 生	(元)鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥 取 市	
竹 本 英 雄	鳥取県労働委員会事務局長	鳥 取 市	
佐々木 登 美 雄	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	鳥 取 市	

※ 個別労働関係紛争あつせん員候補者も上記名簿のとおりである。
 ※ 事務局長、事務局次長の任期は在任期間。

あっせん員候補者の異動

氏名	任年月日	退年月日
竹内篤子	平成13年 3月27日	平成23年 5月10日
田村直人	平成21年 5月11日	平成23年 5月10日
竹内克徳	平成15年 12月25日	平成23年 5月10日
山本智通	平成17年 3月28日	平成23年 5月10日
川口眞佐子	平成13年 3月27日	平成23年 5月10日
安養寺淑枝	平成23年 5月11日	
江尻敏美	平成23年 5月11日	
和田好生	平成23年 5月11日	
松崎浩哉	平成23年 5月11日	
若槻千鶴	平成23年 5月11日	

3 事務局職員名簿

(平成24年1月1日現在)

課・担当名	職名	氏名	発令年月日	備考	
事務局	局長	竹本英雄	平成22.4.1	H14.4.1～H16.3.31次長 H16.4.1～H17.3.31次長 (調整課長事務取扱) H17.4.1～H22.3.31 次長兼審査調整課長 H22.8.11～H22.12.31 (審査調整課長事務取扱)	
	事務局次長兼審査調整課長	佐々木登美雄	平成23.1.1		
審査調整課	審査担当	主幹	大西重任	平成23.4.1	個別労使紛争解決促進担当兼務
		主事	岸本亮子	平成23.4.1	個別労使紛争解決促進担当兼務
	総務・調整担当	主幹	西尾孝之	平成23.4.1	個別労使紛争解決促進担当兼務
		主事	新泰洋	平成22.4.1	個別労使紛争解決促進担当兼務
	個別労使紛争解決促進担当	主事	片山博紀	平成21.11.1	総務・調整担当兼務

(途中異動者)

課・担当名	職名	氏名	発令年月日	備考	
審査調整課	総務・調整担当	主幹	橋本順介	平成22.4.1	H22.4.1～H23.1.5
	個別労使紛争解決促進担当	副主幹	前田友美	平成21.4.1	H21.4.1～H23.3.31総務・調整担当 個別労使紛争解決促進担当兼務 H23.4.1～H23.6.30 総務・調整担当兼務

4 年別事件件数調

(昭和21年～平成23年)

区分 年別	調 整 事 件				実情調査	個別労働 関係紛争 あつせん	労働相談	不当労働 行 為	資格審査	認定告示	行政訴訟 事 件	再審査 事 件
	あつせん	調 停	仲 裁	計								
昭和21～34	64	11		75	93			27	307		2	3
35	2			2	6			1	20			
36	11	2		13	8			3	29		1	1
37	13	4	2	19	11			2	34			
38	16	3		19	20			4	44			1
39	15	3		18	27			5	14			
40	23	5		28	24			4	5	3		1
41	12			12	28			8	24			
42	21			21	36			2	26	1		
43	6			6	31			1	1			2
44	12	3		15	33				12			
45	21	1		22	42			8	11	1		
46	40	3		43	55			6	25			
47	30	3		33	37			4	2			
48	18	1		19	38			5	15			
49	20			20	38			9	18	1	1	
50	23			23	38			6	26		1	
51	19	2		21	37			17	29			
52	8			8	29			1	12		1	
53	9			9	35			3	11			
54	8			8	34			2	11			
55	6			6	31			1	3			
56	12	1		13	39			1	11			
57	12	12		24	35			2	3			
58	11	3	5	19	26			7	7			
59	14	16	1	31	28			5	19			
60	5	1		6	22			2	10			
61	13		1	14	27			1	2			
62	9			9	20				6			1
63	11			11	27			1	4			1
平成元	4			4	23			4	12			
2	9			9	37							
3	11			11	39				5			1
4	3			3	27			1	1			
5	5			5	26			1	7			1
6	5	1		6	20				1			
7	3			3	20				7			
8	1			1	21				1			
9	2			2	23				4			
10	1			1	20			2	4			
11				0	23				4			
12				0	22			1	1			
13				0	25			1	5			2
14	1			1	25	1						
15				0	24	12		3	6			
16	1			1	24	9			1			2
17				0	24	9	30		4			
18	3			3	19	17	43	1	9			
19	2			2	19	19	71		3			
20	1	2		3	20	19	105		1			
21	3			3	19	34	116		3			
22	1			1	14	22	148					
23	1			1	15	23	274	1	4			
計	541	77	9	627	1,484	165	787	153	824	6	6	16

5 年別事件処理件数調

(1) 審査事件

区分 年別	不 当 労 働 行 為 事 件															
	取 扱 開 始			申 立 て の 却 下	審 査 状 況			全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	移 管	処 罰 請 求	終 結 計	次 年 へ 繰 越 し	本 年 申	
	前 年 からの 繰 越	本 年 申 立 て	計		申 立 て の 取 下 げ ・ 和 解		自 発 的								関 与	和 解 以 外
					自 発 的	和 解 以 外										
解 雇	不 利 益 処 分															
昭 和 21～34	7	27	34		3	5	9	3	3	2	1	1	27	7	21	3
35		1	1				1						1	0		
36		3	3						2	1			3	0	2	1
37		2	2	1			1						2	0	1	1
38		4	4				1		1	1			3	1	1	1
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4
42	3	2	5			1							1	4	2	
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1
44	1		1			1							1	0		
45		8	8			1	3						4	4	1	4
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5
47	4	4	8			3	4		1				8	0	1	
48		5	5										0	5	1	2
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4
51	9	17	26		1		6			1			8	18	2	12
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1	
53	9	3	12				8						8	4		2
54	4	2	6				3						3	3	1	1
55	3	1	4				2						2	2	1	
56	2	1	3				1						1	2		1
57	2	2	4				1						1	3		2
58	3	7	10		5								5	5		7
59	5	5	10				1						1	9	1	1
60	9	2	11				4						4	7		
61	7	1	8			4							4	4		1
62	4		4						2				2	2		
63	2	1	3						2				2	1		1
平 成	1	4	5				1						1	4		2
2	4		4										0	4		
3	4		4	1			1		1				3	1		
4	1	1	2										0	2		
5	2	1	3						1				1	2	1	
6	2		2				1						1	1		
7	1		1										0	1		
8	1		1										0	1		
9	1		1										0	1		
10	1	2	3		1	1							2	1		
11	1		1										0	1		
12	1	1	2										0	2		1
13	2	1	3	1						1			2	1		
14	1		1						1				1	0		
15		3	3						1				1	2		1
16	2		2						2				2	0		
17			0										0	0		
18		1	1			1							1	0		
19			0										0	0		
20			0										0	0		
21			0										0	0		
22			0										0	0		
23		1	1			1							1	0		
計	142	153	295	3	16	32	67	4	22	7	1	1	153	142	45	70

(昭和21年～平成23年)

立事件内訳			労働組合資格審査							認定告示			行政訴訟		再審査事件	
			取扱開始			取下げ・打切り	資格審査		次 年 へ 繰 越 し	申 請	結 果		次 年 へ 繰 越 し	前 年 か ら の 繰 越 し		本 年 提 訴
支 配 介 入	団 交 拒 否	そ の 他	前 年 か ら の 繰 越	本 年 申 請	計		資 格 あ り	資 格 な し			認 定 告 示	打 切 り ・ そ の 他			前 年 か ら の 繰 越 し	
12	5		1	307	308	17	289	1	1				1	2	3	
1				20	20	1	19		0							
3				29	29		29		0					1	1	
2				34	34	1	33		0			1				
3	1			44	44	2	41		1						1	
4			1	14	15	2	12		1							
4	1		1	5	6	1	4		1	3	3				1	
7	2		1	24	25	6	15		4							
1			4	26	30	3	23		4	1	1					
			4	1	5	3	1		1						2	
			1	12	13	2	11		0							
5				11	11	4	3		4	1		1				
2	1		4	25	29	6	18		5		1					
3			5	2	7	5	2		0							
4				15	15		9		6							
3	3		6	18	24	6	5		13	1	1				1	
2	4		13	26	39	6	23		10						1	
15	8	3	10	29	39	6	3		30				1			
1	1		30	12	42	18	13		11				1	1		
1	1		11	11	22	10	9		3				2			
2	2		3	11	14	3	8		3				2			
1	1		3	3	6	3	1		2							
1			2	11	13	1	10		2							
1	2	1	2	3	5	1			4							
2	2	1	4	7	11		6		5							
5	4		5	19	24	1			23							
1	1		23	10	33	4	8		21							
1			21	2	23	17	1		5							
			5	6	11		10		1						1	
1			1	4	5		4		1						1	
4	1		1	12	13	1	6		6							
			6		6				6							
			6	5	11	1	9		1						1	
1	1		1	1	2				2							
1			2	7	9		6		3						1	
			3	1	4	2	1		1							
			1	7	8	1	6		1							
			1	1	2		1		1							
			1	4	5		4		1							
	2		1	4	5	2	2		1							
			1	4	5		4		1							
1			1	1	2		1		1							
	1		1	5	6		5		1						2	
			1		1		1		0							
1	2			6	6	1	4		1							
			1	1	2		2		0						2	
				4	4		4		0							
	1			9	9	7	2		0							
				3	3		3		0							
				1	1		1		0							
				3	3		3		0							
					0				0							
	1			4	4	1	3		0							
96	48	5	189	824	1,013	145	678	1	189	6	6	0	1	8	6	16

(2) 調整事件

(昭和21年～平成23年)

区分 年別	前年からの繰越	本年申請	計	調整状況							解決率 (%)
				解決	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年繰越	
昭和 21～45		250	250	158	16	57	18	0	1		68
46		43	43	17	1	20	5				45
47		33	33	16	3	10	4				55
48		19	19	9	1	7	2				53
49		20	20	8		6	5			1	57
50	1	23	24	17		4	2			1	81
51	1	21	22	8		11	1			2	42
52	2	8	10	8		1				1	89
53	1	9	10	6		4					60
54		8	8	4		2	1			1	67
55	1	6	7	1	1	5					14
56		13	13	6		7					46
57		24	24	9	2	2				11	69
58	11	19	30	17	4	5	1	3			65
59		31	31	9	4	8	9			1	43
60	1	6	7	3		4					43
61		14	14	8		5	1				62
62		9	9	6		3					67
63		11	11			11					0
平成元		4	4		1	3					0
2		9	9	1		8					11
3		11	11			10	1				0
4		3	3			3					0
5		5	5	2		3					40
6		6	6		1	2	3				0
7		3	3			2				1	0
8	1	1	2			1	1				0
9		2	2			2					0
10		1	1	1							100
11			0								
12			0								
13			0								
14		1	1	1							100
15			0								
16		1	1				1				
17			0								
18		3	3	3							100
19		2	2	1						1	100
20	1	3	4	1			3				100
21		3	3	2						1	100
22	1	1	2	2							100
23		1	1	1							100
計		627		325	34	206	58	3	1		58

(注) 解決率=解決÷(解決+不調+打切り)

(3) 個別労働関係紛争あつせん事件

(平成14年～平成23年)

区分 年別	申請件数	終 結 処 理 区 分						解決率 (%)
		解決	取下げ (関与解決)	取下げ	打切り	不開始	次年繰越	
平成14	1				1			0
15	12	5	2	1	4			64
16	9	6	1		2			78
17	9	5	1		3			67
18	17	10	1		6			65
19	19	7	3	3	3	3		77
20	19	12		1	3	3		80
21	34	17	3		4	10		83
22	22	11		2	8	1		52
23	23	11	3	4	3		2	82
計	165	84	14	11	37	17		73

(注) 解決率 = {解決 + 取下げ(関与解決)} ÷ {解決 + 取下げ(関与解決) + 打切り}

(注) 当該年に新規受付した事件の終結処理区分である。

6 年別地区別事件件数調

(平成11年～平成23年)

事件名	地区名	事件内訳	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	計	
調整事件	東部	あっせん				1		1			1		3	1		7	
		調停														0	
		仲裁														0	
		計	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3	1	0	7	
	中部	あっせん									1	1					2
		調停											2				2
		仲裁															0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	4
	西部	あっせん									2		1			1	4
		調停															0
		仲裁															0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	4
	計	あっせん				1		1		3	2	1	3	1	1		13
調停											2					2	
仲裁																0	
計		0	0	0	1	0	1	0	3	2	3	3	1	1		15	
実情調査	東部		12	14	12	11	10	11	11	10	11	12	11	9	10	144	
	中部				2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	21	
	西部		11	8	11	12	12	11	11	8	6	6	6	3	3	108	
	計		23	22	25	25	24	24	24	19	19	20	19	14	15	273	
個別あっせん関係紛争	東部		/				5	3	5	3	7	10	16	5	12	66	
	中部					1	1	1	3	3	3	6	5	4	27		
	西部					1	6	5	3	11	9	6	12	12	7	72	
	計					1	12	9	9	17	19	19	34	22	23	165	
不当労働行為事件	東部					2				1					1	4	
	中部				1											1	
	西部			1			1									2	
	計		0	1	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	7	
行政訴訟事件																0	
再審査事件					2			2								4	

7 条例、要綱、申合せ事項等

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成17年2月25日

鳥取県労働委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第2条 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2水曜日及び第4水曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第3条 労働委員会は、法第27条の18の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第4条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の1月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第1項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (鳥取県労委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成14年3月29日

鳥取県条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(あっせん)

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

- (1) 県外の事業所における労働関係に係るもの
- (2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの
- (3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしなことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
- (5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしなことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第52条の5第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
- (6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援

助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第22条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの。

(7) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第6条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

(8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

(9) 労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの

(10) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

3 事業主は、労働者が第1項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第5条 知事は、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第6条 知事は、第4条 第1項のあっせんに、この規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ1人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第7条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打切り）

第8条 あっせん員は、事件があっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第9条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(適用除外)

第10条 この条例は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正(同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。)及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第24号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条 第1項の規定により同項のあん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類
- (5) あっせんを求める事項及びその理由
- (6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張
- (7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条 の個別労働関係紛争せん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) あっせん員候補者の氏名及び職業
- (2) あっせん員候補者の経歴
- (3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条 第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。以下同じ。）の事実の調査を職員に行わせることができる。

3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。

3 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あっせん案の受諾)

第6条 あっせん員は、紛争当事者の双方が条 例7条第2項のあっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あっせんの打ち切り)

第7条 あっせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あっせんに打ち切ることができる。

(1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

(2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。

(3) 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。

2 あっせん員は、条例第8条の規定によりあっせんに打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 第1項の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせんに打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あっせん手続の非公開)

第10条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、あっせんの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定するあっせんの申請は、労働委員会事務局で行うことができるものとする。

2 規則第2条のあっせん申請書は、様式第1号のとおりとする。

(担当職員)

第3条 会長は、条例第4条第1項に規定するあせんの申請があったときは、速やかに当該事件を担当する事務局職員（以下「担当職員」という。）を指名するものとする。

(開始及び不開始の通知)

第4条 規則第4条第1項のあせんの開始の通知は申請者に対しては様式第2号により、被申請者に対しては様式第3号により、同条第3項のあせんの不開始の通知は様式第4号により行うものとする。

(あっせん員の指名)

第5条 会長は、条例第6条第2項の規定にありせん員を指名する場合において、事件の適正な解決のため、紛争当事者の要望等諸般の事情を考慮するものとする。

(調査)

第6条 会長は、あせんを開始する場合には、原則として、規則第4条第2項の規定により速やかに担当職員に担当事件の調査を行わせるものとする。

(あせんの実施)

第7条 あっせん員は、規則第5条第1項によあせんの期日及び場所を定めるにあたって、紛争当事者の要望等を考慮するものとする。

2 規則第5条第1項のあせんの期日等の通知は、様式第5号により行うものとする。

(補佐人及び代理人の許可等)

第8条 規則第5条第2項の補佐人の許可及び第3項の代理人の許可（以下この条において「許可」という。）の申請書は様式第6号のとおりとし、同条同項の代理権授与の事実を証明する書面の様式は様式第7号のとおりとする。

2 許可は、あっせん員の全員一致によるものとする。

3 あっせん員は、許可をした場合であっても、あせんに支障があると多数決で認めるときは、その許可の全部又は一部を取り消すことができる。

4 許可及び不許可の通知は様式第8号により、許可の取消しの通知は様式第9号により行うものとする。

(あっせん案の受諾)

第9条 規則第6条のあっせん案を受諾したと署名又は記名押印は、別記様式第10号によ

り行うものとする。

(あっせんの打切り)

第10条 あっせん員は、事件の解決に努めたにもかかわらず規則第7条第1項各号のいずれかに該当すると全員一致で認めたときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。

2 規則第7条第2項のあっせんの打切りの通知は、様式第11号により行うものとする。

(あっせんの取下げ等)

第11条 規則第8条 第1項のあっせんを求める裏の取り下げ又は変更若しくは追加の申請書は、様式第12号のとおりとする。

2 規則第8条第2項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の通知は、様式第13号により行うものとする。

(会長への報告)

第12条 規則第9条 のあっせんの経過及び結果報告は、様式第14号により行うものとする。

(総会への報告)

第13条 会長は、あっせん事件の取扱い状況について、そのつど、様式第15号により総会に報告するものとする。

(知事への報告)

第14条 会長は、必要に応じ、あっせん事件の取扱い状況について知事に報告するものとする。

附 則 (平成14年3月28日 第875回定例総会決定)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(補助執行)

第2条 第2条 第1項の適用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2に規定する協議により、知事から労働委員会になされた補助執行とする。

附 則 (平成14年8月29日 第883回定例総会決定)

この要領は、平成14年8月29日から施行する。

附 則 (平成16年12月9日 第928回定例総会決定)

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を
労働委員会に委任する規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあっせんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について

労 第 3 3 0 5 号

平成14年3月22日

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志 様

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(協議)

平成14年4月1日付で「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を施行することとしておりますが、このうち、あっせんにかかる事務(申請書の受理に関する事務を除く)を、下記のとおり貴委員会に委任し、申請書の受理に関する事務の一部を、貴委員会の職員に補助執行していただくこととしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委 任 事 項

「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」第4条第1項（あっせん申請書の受理に関する事務を除く）及び第2項並びに第5条から第8条までの規定による事務

2 補 助 執 行 事 項

鳥取県地方労働委員会に直接提出された申請書の受理に関する事務

3 委 任 開 始 期 日 平成14年4月1日

4 理 由

地方労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

鳥 労 委 第 1 2 1 号

平成14年3月28日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博 様

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(回答)

平成14年3月22日付労第3305号で協議のあったこのことについては、同意します。

知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について

第200400023551号

平成17年3月28日

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志 様

鳥取県知事 片山 善博

知事の権限に属する事務の補助執行について(協議)

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行については、平成14年3月28日付鳥労委第121号で同意いただいているところですが、これに加え、下記の事務の一部を貴委員会の職員に補助執行していただくことにしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行事項

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第3条に規定する労働関係に関する事項（労働者の募集及び採用に関する事項を除く。）についての相談

2 補助執行開始期日 平成17年4月1日

3 理由

労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

第200400027937号

平成17年3月28日

鳥取県知事 片山 善博 様

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志

知事の権限に属する事務の補助執行について(回答)

平成17年3月28日付第200400023551号で協議のあったこのことについては、協議のとおり同意します。

鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター設置要綱

平成21年3月25日

第1028回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会（以下「労働委員会」という。）が実施する個別労使紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター（以下、「センター」という。）」を設置し、紛争処理制度の一層の周知、利用の促進を図るとともに、機能の充実を図る。

2 所掌事項

センターの所掌事項は、次の事項とする。

- (1) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定によるあっせんに関する事
- (2) 知事の権限に属する事務の補助執行として行う条例第3条の規定による労働関係に関する事項についての相談及び条例第4条第1項の規定によるあっせんの申請の受理に関する事
- (3) その他センターの運営・事業に関する事

3 組織体制

- (1) センターの所掌事項に関する職務は、労働委員会委員及び事務局職員があたる。
- (2) センターに所長を置き、労働委員会会長が務めるものとする。
- (3) 所長は、センターを総理し、センターを代表する。
- (4) センターに事務局及び事務局長を置き、事務局長は、労働委員会事務局長がこれにあたる。
- (5) 事務局長は、所長と協議の上、事務局に必要な職員を置く。

4 報告、協議

センターの運営・事業等については、必要な場合、総会において報告もしくは協議するものとする。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱

平成12年3月23日
第844回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における情報公開に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、労働委員会規則（昭和24年8月4日中央労働委員会規則第1号）第5条第5項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側1名の委員をもって組織する小委員会とする。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）条例第9条第2項、第10条、第11条及び第12条に係る決定に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分の変更に関することについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他情報公開についての重要事項に関すること。

4 報告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成12年3月23日第844回定例総会決定）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会設置要綱（昭和63年9月22日第620回定例総会決定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱により設置されている鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会は、本要綱により設置された委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱により鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会の委員に任命されている者は、本要綱により委員会の委員に任命されたものとみなす。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成23年6月8日第1083回定例総会決定）

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会設置要綱

平成23年6月8日
第1083回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における個人情報保護に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、労働委員会規則（昭和24年8月4日中央労働委員会規則第1号）第5条第5項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側1名の委員をもって組織する小委員会とする。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年3月鳥取県条例第3号）第12条から第30条までの事項に係る審議・決定等に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分に関することについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他個人情報保護についての重要事項に関すること。

4 報告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成23年6月8日第1083回定例総会決定）

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

鳥取県労働委員会幹事会設置要綱

平成元年4月13日
第633回定例総会決定

1 目的

鳥取県労働委員会幹事会は、鳥取県労働委員会の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

2 幹事会の組織

- (1) 幹事会は、総会において選任された各側1名の幹事をもって組織する。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、前号により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 幹事の任期は、総会で決定する。

3 職務内容

- (1) 各側の意見をとりまとめ、各側の連絡調整を図ること。
- (2) 総会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、付議事項の整理、検討を行う。
- (3) あっせん員候補者の委嘱、解任に当たり、各側の意見をとりまとめること。
- (4) あっせん員の指名に当たり、会長に意見を申し出ること。
- (5) 労使の幹事委員は、不当労働行為審査に関する申合せ1の(2)の規定により審問に参与する委員を申し出ること。

4 報告

幹事長は、幹事会の決定事項及び審議内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成元年4月13日第633回定例総会決定）
この要綱は、平成元年4月13日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）
この要綱は、平成17年1月1日から実施する。